

外国為替証拠金取引（積立 FX）の契約締結前交付書面
新旧対照表

新	旧
P.2 外国為替証拠金取引（<u>積立 FX</u>）の契約締結前交付書面 <u>2022 年 2 月</u>	P.2 外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面 2021 年 9 月
P.3 外国為替証拠金取引を始めるに際しては、本書面の内容を十分にお読みのうえご理解ください。 当社では、外国為替証拠金取引として「積立 FX」を提供しております（本書面においては、<u>当社の提供するサービスについて説明する場合は、「積立 FX」を名称として用います。</u>）。 外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動によって損失が生じることがあります。外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被るリスクをとまなう取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引の目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、お客様ご自身の責任において行うことが肝要です。 また、外国為替証拠金取引の取引内容を十分ご理解いただくために本書面のほか、「外国為替証拠金取引（<u>積立 FX</u>）約款」等の書面を交付いたします。これらの	P.3 外国為替証拠金取引を始めるに際しては、本書面の内容を十分にお読みのうえご理解ください。 当社では、外国為替証拠金取引として「<u>SBI FXTRADE</u>」及び「積立 FX」を提供しております。本書面においては、各々のサービスについて説明する場合は、「SBI FXTRADE」及び「積立 FX」を名称として用い、双方を総称する場合は、「外国為替証拠金取引」といたします。また、各々のサービスにおいてお客様が当社に開設した口座については、「FX 取引口座」及び「積立 FX 取引口座」を名称として用い、お客様がお取引される「SBI FXTRADE」又は「積立 FX」に係るすべての計算は、それぞれの口座ごとに行なうものとします。 外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動によって損失が生じることがあります。外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被るリスクをとまなう取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引の目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、お客様ご自身の責任において行うことが肝要です。 また、外国為替証拠金取引の取引内容を十分ご理解いただくために本書面のほか、「外国為替証拠金取引約款」等の書面を交付いたします。これらの書類には、取

書類には、取引の仕組みやリスクなどお客様がお取引されるにあたって大変重要な内容が記載されております。熟読されたうえで、取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただき、ご自身の資力と投資経験を考慮のうえ、お取引くださいますようお願い申し上げます。

目次

外国為替証拠金取引（積立 FX）のリスク等重要事項について	4
外国為替証拠金取引（積立 FX）の仕組みについて	6
（削除）	

・ 取引の方法	6
・ 証拠金	9
・ 決済にともなう金銭の授受	10
・ 手数料など諸費用について	11
・ 課税上の取扱い	11
外国為替証拠金取引の手続きについて	13
外国為替証拠金取引に関する禁止行為	20
当社の概要について	23
外国為替証拠金取引に関する主要な用語	24

本書面は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち

引の仕組みやリスクなどお客様がお取引されるにあたって大変重要な内容が記載されております。熟読されたうえで、取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただき、ご自身の資力と投資経験を考慮のうえ、お取引くださいますようお願い申し上げます。

目次

外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	4
外国為替証拠金取引の仕組みについて	6
第 I 部 SBI FXTRADE について	

・ 取引の方法	6
・ 証拠金	9
・ 決済にともなう金銭の授受	12
・ 手数料など諸費用について	12
・ 課税上の取扱い	12

第 II 部 積立 FX について

・ 取引の方法	14
・ 証拠金	16
・ 決済にともなう金銭の授受	19
・ 手数料など諸費用について	19
・ 課税上の取扱い	19
外国為替証拠金取引の手続きについて	21
外国為替証拠金取引に関する禁止行為	30
当社の概要について	33
外国為替証拠金取引に関する主要な用語	34

本書面は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち

通貨の売買取引である外国為替証拠金取引について説明します。この書面では当社が提供する外国為替証拠金取引（積立 FX）に関して説明しています。

P.4

外国為替証拠金取引（積立 FX）のリスク等重要事項について

手数料など諸費用について

・当社で行う外国為替証拠金取引（積立 FX）の取引手数料及び口座管理費は無料です。

外国為替証拠金取引のリスクについて

価格変動リスク

- ・通貨の価格の変動によって損失が生じることがあります。さらに、お客様の差し入れた証拠金の額に比して取引金額が大きいため、その損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。
- ・お預かりしている証拠金の額を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けておりますが、相場の急激な変動によって証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

信用リスク

- ・外国為替証拠金取引（積立 FX）は当社とおお客様の相対取引であり、また、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として下記のカバー取引先とカバー取引を行っております。したがって、お客様は当社及びカバー取引先の業務又は財産の状況が悪化した場合には損失を被るおそれがあります。

カバー取引先及び預り金残高の管理方法について

- ・当社のカバー取引先は、SBI リクイディティ・マーケット株式会社（以下、「SBILM」といいます。）及びパークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下、パークレイズ銀行といいます。）です。（以下両社を、「カバー取引先」といいます。）

通貨の売買取引である外国為替証拠金取引について説明します。この書面では当社が提供する外国為替証拠金取引に関して説明しています。

P.4

外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

手数料など諸費用について

- ・当社で行う外国為替証拠金取引の取引手数料及び口座管理費は無料です。

外国為替証拠金取引のリスクについて

価格変動リスク

- ・通貨の価格の変動によって損失が生じることがあります。さらに、お客様の差し入れた証拠金の額に比して取引金額が大きいため、その損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。
- ・お預かりしている証拠金の額を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けておりますが、相場の急激な変動によって証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

信用リスク

- ・外国為替証拠金取引は当社とおお客様の相対取引であり、また、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として下記のカバー取引先とカバー取引を行っております。したがって、お客様は当社及びカバー取引先の業務又は財産の状況が悪化した場合には損失を被るおそれがあります。

カバー取引先及び預託金残高の管理方法について

- ・当社のカバー取引先は、SBI リクイディティ・マーケット株式会社（以下、「SBILM」といいます。）及びパークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下、パークレイズ銀行といいます。）です。（以下両社を、「カバー取引先」といいます。）

す。) また、SBILM は当社からのカバー取引に対し、欧米や国内の主要金融機関（銀行や証券など）をカウンターパーティとしてカバー取引を行っております。

- ・当社のカバー取引は、お客様の注文が約定すると同時に、マリー取引を行わずに全ての注文をシステムによる自動発注にてカバー取引先を相手方としてカバー取引を行っています。
- ・カバー取引先にてカバー取引が行えない場合、お客様の取引により当社に損失が生じる場合があります、またその間の相場変動によって当社の損失が拡大することにより財務状況が変化してお客様の取引が継続できなくなるおそれがあります。
- ・お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引法の規定に基づき、株式会社三井住友銀行又は SBI クリアリング信託株式会社（以下、「信託銀行等」）へ金銭信託を行う方法によって当社の自己資金とは区分して管理しております。証拠金の区分管理必要額については、お客様から預託を受けた証拠金に、実現損益及び取引終了時点における建玉と当社が各通貨ペアに定める基準レートによって算出した損益評価額を加算した金額とし、毎営業日を計算基準日として確定した上で、追加差入れが必要な場合には、計算基準日の翌日から起算して 2 営業日以内に信託銀行等に追加信託することによって区分管理必要額以上の残高を維持いたします。

その他のリスク

- ・外国為替証拠金取引（積立FX）における為替レートは、カバー取引先の提示する為替レートに基づいて、一定の額を加減した為替レートをお客様に提示しています。為替レートの売値と買値には価格差（スプレッド）があり、マーケットの状況によってはスプレッドが広がる可能性や意図した取引ができない場合があります。
- ・取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことに

す。) また、SBILM は当社からのカバー取引に対し、欧米や国内の主要金融機関（銀行や証券など）をカウンターパーティとしてカバー取引を行っております。

- ・当社のカバー取引は、お客様の注文が約定すると同時に、マリー取引を行わずに全ての注文をシステムによる自動発注にてカバー取引先を相手方としてカバー取引を行っています。
- ・カバー取引先にてカバー取引が行えない場合、お客様の取引により当社に損失が生じる場合があります、またその間の相場変動によって当社の損失が拡大することにより財務状況が変化してお客様の取引が継続できなくなるおそれがあります。
- ・お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引法の規定に基づき、株式会社三井住友銀行又は SBI クリアリング信託株式会社（以下、「信託銀行等」）へ金銭信託を行う方法によって当社の自己資金とは区分して管理しております。証拠金の区分管理必要額については、お客様から預託を受けた証拠金に、実現損益及び取引終了時点における建玉と当社が各通貨ペアに定める基準レートによって算出した損益評価額を加算した金額とし、毎営業日を計算基準日として確定した上で、追加差入れが必要な場合には、計算基準日の翌日から起算して 2 営業日以内に信託銀行等に追加信託することによって区分管理必要額以上の残高を維持いたします。

その他のリスク

- ・外国為替証拠金取引における為替レートは、カバー取引先の提示する為替レートに基づいて、一定の額を加減した為替レートをお客様に提示しています。為替レートの売値と買値には価格差（スプレッド）があり、マーケットの状況によってはスプレッドが広がる可能性や意図した取引ができない場合があります。
- ・取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことに

よって、為替レートの提示、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

- ・マーケットの状況によっては、新規及び決済の注文又は約定が困難となる場合や当社のカバー取引先等の状況によって一時的に取引条件を変更し、又は制限が加わる場合があります。
- ・為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行なわれていない日本円を含む主要通貨の場合、高い流動性を示しています。しかしながら、主要国の祝日や市場のクローズ間際、週初など市場の状況によっては、為替レートの提示が困難になることがあります。また、ゴールデンウィークや年末年始などの休日における取引、又は普段から流動性の低い通貨での取引は、当社の通常の営業時間帯であっても為替レートの提示や注文の成立が困難となる場合があります。
- ・天災地変、戦争、テロ、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖など、特殊な状況下で特定の通貨の取引が困難又は不可能となる場合があります。
- ・外国為替証拠金取引（積立 FX）では、売建てしている通貨と買建てしている通貨に対し、スワップポイントの受け払いが発生します。スワップポイントは取引対象通貨の市場金利に応じて日々変動するため、スワップポイントもその影響を受け変動します。また、市場金利の動向次第では、スワップポイントが受取りから支払いに転じる可能性もあり、損失が生じるおそれがあります。
- ・「積立 FX」においては、成行注文及び 2WAY 注文では、お客様の注文が当社のサーバに到達した時点で受付となります。このため、お客様が注文を発注した時の為替レートと実際の約定為替レートがタイムラグによって異なる場合があります。

（削除）

よって、為替レートの提示、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

- ・マーケットの状況によっては、新規及び決済の注文又は約定が困難となる場合や当社のカバー取引先等の状況によって一時的に取引条件を変更し、又は制限が加わる場合があります。
- ・為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行なわれていない日本円を含む主要通貨の場合、高い流動性を示しています。しかしながら、主要国の祝日や市場のクローズ間際、週初など市場の状況によっては、為替レートの提示が困難になることがあります。また、ゴールデンウィークや年末年始などの休日における取引、又は普段から流動性の低い通貨での取引は、当社の通常の営業時間帯であっても為替レートの提示や注文の成立が困難となる場合があります。
- ・天災地変、戦争、テロ、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖など、特殊な状況下で特定の通貨の取引が困難又は不可能となる場合があります。
- ・外国為替証拠金取引では、売建てしている通貨と買建てしている通貨に対し、スワップポイントの受け払いが発生します。スワップポイントは取引対象通貨の市場金利に応じて日々変動するため、スワップポイントもその影響を受け変動します。また、市場金利の動向次第では、スワップポイントが受取りから支払いに転じる可能性もあり、損失が生じるおそれがあります。
- ・「SBI FXTRADE」においては、成行注文及び 2WAY 注文では、お客様の注文が当社のサーバに到達した時点で受付となります。このため、お客様が注文を発注した時の為替レートと実際の約定為替レートがタイムラグによって異なる場合があります。

逆指値注文では、当社の配信レートがお客様の指定した値段に到達した時点をもって、即時に注文が執行され、到達した時点での配信レートでの約定を保証しま

- ・「積立 FX」においては、50 万通貨以下の外貨購入又は売却を行う場合、原則として、一定時間取引レートを固定（タイムリミット・ギャランティ方式）してご提供いたします。ただし、マーケットの状況によっては、この限りではありません。

外国為替証拠金取引（積立 FX）では、お客様が指定した為替レートと到達した時点の配信レートによっては、お客様の指定した為替レートとお客様の実際の約定為替レートが異なる場合があります。

- ・為替レートの提示が停止し、その後、停止した理由が解消した場合には、外国為替市場の実勢レートの状況を確認した上で、為替レートの配信を再開します。再開した時点の為替レートによっては、ロスカットが生ずるおそれがあり、それにより発生する損失の額が相場の急激な変動により預り金残高を上回る損失が生じるおそれがあります。

(削除)

外国為替証拠金取引（積立FX）は、クーリング・オフの対象とはなりません

- ・外国為替証拠金取引（積立 FX）においては金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

P.6

外国為替証拠金取引（積立 FX）の仕組みについて

(削除)

す（「ネクストプライス・ギャランティ方式」ただし、マーケットの状況及びカバー取引先等の状況によって 取引条件の変更や制限が加わる場合を除きます。）。

- ・「積立 FX」においては、50 万通貨以下の外貨購入又は売却を行う場合、原則として、一定時間取引レートを固定（タイムリミット・ギャランティ方式）してご提供いたします。ただし、マーケットの状況によっては、この限りではありません。

外国為替証拠金取引では、お客様が指定した為替レートと到達した時点の配信レートによっては、お客様の指定した為替レートとお客様の実際約定為替レートが異なる場合があります。

- ・為替レートの提示が停止し、その後、停止した理由が解消した場合には、外国為替市場の実勢レートの状況を確認した上で、為替レートの配信を再開します。再開した時点の為替レートによっては、ロスカットが生ずるおそれがあり、それにより発生する損失の額が相場の急激な変動により預託金残高を上回る損失が生じるおそれがあります。

・各取引ツール上のチャートは、1,001～1,000,000 通貨に適用されるレートに基づいて描画しておりますので、注文数量によっては注文画面に表示されるレートと異なる場合があります。

外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象とはなりません

- ・外国為替証拠金取引においては金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

P.6

外国為替証拠金取引の仕組みについて

第 I 部 SBI FXTRADE について

P.6 (削除) 当社による「積立 FX」は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。 (略) P.7 (略) なお、取引為替レートは常に売値と買値を同時に提示する「2WAY 方式」を採用しており、売値と買値は同じではなく価格差（スプレッド）があります。 取引システム、金融商品取引業者、及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないこと、主要国の祝日や、市場のクローズ間際、週初などマーケットの流動性が低下した状況、また、天災地変、戦争、テロ、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖などの特殊な状況下等の事由が発生した場合等において、当社若しくはカバー取引先が市場の実勢レートでの為替レートの提示が困難と判断した場合には、為替レートの提示を停止することがあり、その間、お客さまは取引ができなくなるおそれがあります。また、停止したレートの配信再開は、上記為替レートの配信を停止した事由が解消し、市場の実勢レートでの為替レートの配信が可能と当社及びカバー取引先が判断した場合に行うものとします。 (略) P.9	(略) P.14 <u>第Ⅱ部 積立 FX について</u> 当社による「積立 FX」は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。 (略) P.16 (略) なお、取引為替レートは常に売値と買値を同時に提示する「2WAY 方式」を採用しており、売値と買値は同じではなく価格差（スプレッド）があります。 取引システム、金融商品取引業者、及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないこと、主要国の祝日や、市場のクローズ間際、週初などマーケットの流動性が低下した状況、また、天災地変、戦争、テロ、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖などの特殊な状況下等の事由が発生した場合等において、当社もしくはカバー取引先が市場の実勢レートでの為替レートの提示が困難と判断した場合には、為替レートの提示を停止することがあり、その間、お客さまは取引ができなくなるおそれがあります。また、停止したレートの配信再開は、上記為替レートの配信を停止した事由が解消し、市場の実勢レートでの為替レートの配信が可能と当社及びカバー取引先が判断した場合に行うものとします。 (略) P.9
--	--

■証拠金

(1)～(3) (略)

(4)不足金額の差入れ

お預かりしている預り金残高を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けています。しかし、相場の急激な変動等によって損失が預り金残高の額を超える場合があります。決済の結果損失が発生し、預り金残高から充当できない場合は、不足金額を翌営業日午後 3:15 までにご入金していただきます。ご入金いただけない場合は、遅延損害金をいただきます(年利 14.6%)。

(5)～(7) (略)

(8) ロスカットの取扱い

a)ロスカット

預り金残高を超える損失の発生を未然に防ぐため、お客様の建玉を下表に従い反対売買を行ない決済します。

(略)

ただし、相場の状況によって、ロスカット水準に達した場合でも即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されることがあります。上記の場合であっても、相場の急激な変動によって、預り金残高を超える損失が発生する可能性があります。また、システム障害が発生した場合、取引者数や取引数量が一時的に増加した場合、あるいは、その他何らかの理由によりシステムの負荷が上昇した場合等においては、ロスカット判定の間隔が、上記に定めた判定間隔を超えてしまう可能性があります。

(略)

■証拠金

(1)～(3) (略)

(4)不足金額の差入れ

お預かりしている預託金残高を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けています。しかし、相場の急激な変動等によって損失が預託金残高の額を超える場合があります。決済の結果損失が発生し、預託金残高から充当できない場合は、不足金額を翌営業日午後 3:15 までにご入金していただきます。ご入金いただけない場合は、遅延損害金をいただきます(年利 14.6%)。

(5)～(7) (略)

(8) ロスカットの取扱い

a)ロスカット

預託金残高を超える損失の発生を未然に防ぐため、お客様の建玉を下表に従い反対売買を行ない決済します。

(略)

ただし、相場の状況によって、ロスカット水準に達した場合でも即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されることがあります。上記の場合であっても、相場の急激な変動によって、預託金残高を超える損失が発生する可能性があります。また、システム障害が発生した場合、取引者数や取引数量が一時的に増加した場合、あるいは、その他何らかの理由によりシステムの負荷が上昇した場合等においては、ロスカット判定の間隔が、上記に定めた判定間隔を超えてしまう可能性があります。

(略)

■外貨売却にともなう金銭の授受

(1)売却方法

建玉は反対売買による差金決済となります。

注文時は注文内容を必ず確認してください。当該注文が約定した時点で、即時に預り金残高が増減いたします。

差金決済にともなう当社とお客様との間の金銭の授受は、次の計算式によって算出した金銭を授受します。

【各通貨/円貨の場合】 約定価格差(注 1)×数量

(注 1)約定価格差とは、反対売買による差金決済に係る売却価格と当該反対売買による差金決済の対象となった時点の購入平均価格との差をいいます。

(2)スワップポイント

「米ドル/円」の米ドルと日本円のように、異なる 2 通貨間の金利差によって生じる差損益です。原則として、金利の高い通貨を買付けることで受取り、金利の高い通貨を売付けることで支払いになります。例えば、2022 年 1 月現在では豪ドル金利の方が円金利より高くなっておりますので、豪ドル買いの建玉をお持ちの場合、スワップポイントを受け取ることになります。ただし、インターバンク市場でのスワップポイントの動向によっては、この原則が当てはまらない場合もあり、スワップポイントの支払いによって損失が発生する可能性があります。

お客様が受け取る又は支払うこととなる 1 日分のスワップポイントは、当社のカバー取引先との間で受け払いを行う 1 日分のスワップポイントを参考に金額を提示しています。

■ 外貨売却にともなう金銭の授受

(1)売却方法

建玉は反対売買による差金決済となります。

注文時は注文内容を必ず確認してください。当該注文が約定した時点で、即時に預託金残高が増減いたします。

差金決済にともなう当社とお客様との間の金銭の授受は、次の計算式によって算出した金銭を授受します。

【各通貨/円貨の場合】 約定価格差(注 1)×数量

(注 1)約定価格差とは、反対売買による差金決済に係る売却価格と当該反対売買による差金決済の対象となった時点の購入平均価格との差をいいます。

(2)スワップポイント

「米ドル/円」の米ドルと日本円のように、異なる 2 通貨間の金利差によって生じる差損益です。原則として、金利の高い通貨を買付けることで受取り、金利の高い通貨を売付けることで支払いになります。例えば、2021 年 8 月現在では豪ドル金利の方が円金利より高くなっておりますので、豪ドル買いの建玉をお持ちの場合、スワップポイントを受け取ることになります。ただし、インターバンク市場でのスワップポイントの動向によっては、この原則が当てはまらない場合もあり、スワップポイントの支払いによって損失が発生する可能性があります。

お客様が受け取る又は支払うこととなる 1 日分のスワップポイントは、当社のカバー取引先との間で受け払いを行う 1 日分のスワップポイントを参考に金額を提示しています。

外国為替証拠金取引（積立 FX）の手続きについて

お客様が当社と外国為替証拠金取引（積立 FX）を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

当社はお取引の手段として、オンライン取引サービス（以下、「本サービス」といいます。）をご提供いたします。売買注文・出金指示等、お取引のすべてはお客様ご自身によって行っていただきます。（注）

「外国為替証拠金取引（積立 FX）」は、取引時間外及び休日を含む 24 時間ご利用いただくことができます。ただし、取引時間外に当社の所有する通信回線又はシステム機器のメンテナンス等を行う場合には本サービスを停止することがあります。

（注）「本サービス」を除く他の手段（電話、E メール、FAX 等）によって売買注文のご依頼をいただきましても、事故の発生を未然に防ぐため等の理由によって当社では執行いたしません。お客様にとっては大変ご不便かと存じますが、ご理解ください。

（1）口座開設基準

①当社で外国為替証拠金取引（積立 FX）口座を開設されるには、下記の条件が必要となり、かつ当社が行う審査に通過したお客様につきましてのみ口座開設に応じます。

（個人のお客様）

- ・年齢満 18 歳以上 80 歳以下（注）で行為能力を有すること。
- ・当社から常時連絡がとれること。
- ・外国為替証拠金取引のルール、リスク、商品性格、「外国為替証拠金取引（積立 FX）の契約締結前交付書面」（本書面）及び「外国為替証拠金取引（積立 FX）約款」（以下、「約款」といいます。）を十分に理解されていること。

外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

当社はお取引の手段として、オンライン取引サービス（以下、「本サービス」といいます。）をご提供いたします。売買注文・出金指示等、お取引のすべてはお客様ご自身によって行っていただきます。（注）

「外国為替証拠金取引」は、取引時間外及び休日を含む 24 時間ご利用いただくことができます。ただし、取引時間外に当社の所有する通信回線又はシステム機器のメンテナンス等を行う場合には本サービスを停止することがあります。

（注）「本サービス」を除く他の手段（電話、E メール、FAX 等）によって売買注文のご依頼をいただきましても、事故の発生を未然に防ぐため等の理由によって当社では執行いたしません。お客様にとっては大変ご不便かと存じますが、ご理解ください。

（1）口座開設基準

①当社で外国為替証拠金取引口座を開設されるには、下記の条件が必要となり、かつ当社が行う審査に通過したお客様につきましてのみ口座開設に応じます。

（個人のお客様）

- ・年齢満 18 歳以上 80 歳以下（注）で行為能力を有すること。
- ・当社から常時連絡がとれること。
- ・外国為替証拠金取引のルール、リスク、商品性格、「外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」（本書面）及び「外国為替証拠金取引約款」（以下、「約款」といいます。）を十分に理解されていること。

- ・十分な金融資産及び知識があること。
- ・金融先物取引業務に従事されていないこと。
- ・その他当社が定める基準を満たすこと。

(法人のお客様)

- ・日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。
- ・代表者及び取引担当者が国内に居住する個人であること。
- ・当社から常時連絡がとれること。
- ・外国為替証拠金取引のルール、リスク、商品性格、本書面及び約款を十分に理解されていること。
- ・十分な金融資産があること。
- ・代表者又は取引担当者において十分な投資経験及び知識があること。
- ・その他当社が定める基準を満たすこと。

②お客様は、当社の WEB サイトから必要な事項を記入の上、当社が指定する本人確認書類を電子的に送付（本人確認書類等を画像化して電子メールに添付又は WEB サイト上でアップロード）又は郵送して口座開設していただきます。

③お客様は、当社が推奨する本サービスを利用するのに必要な通信機器、その他のシステム機器及び通信手段等(当社 WEB サイトにて掲載しています)をお客様ご自身によって用意していただく必要がございます。パソコン以外（スマートフォン、携帯電話等）は、お客様が利用できるサービスに制約が出る場合がございます。

④ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること（個人口座と法人口座の兼用、又は第三者と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。

お客様の投資経験、知識、資力等を考慮し、場合によっては、外国為替証拠金取引（積立 FX）口座の開設に応じることができないこともあります。その

- ・十分な金融資産及び知識があること。
- ・金融先物取引業務に従事されていないこと。
- ・その他当社が定める基準を満たすこと。

(法人のお客様)

- ・日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。
- ・代表者及び取引担当者が国内に居住する個人であること。
- ・当社から常時連絡がとれること。
- ・外国為替証拠金取引のルール、リスク、商品性格、本書面及び約款を十分に理解されていること。
- ・十分な金融資産があること。
- ・代表者又は取引担当者において十分な投資経験及び知識があること。
- ・その他当社が定める基準を満たすこと。

②お客様は、当社の WEB サイトから必要な事項を記入の上、当社が指定する本人確認書類を電子的に送付（本人確認書類等を画像化して電子メールに添付又は WEB サイト上でアップロード）又は郵送して口座開設していただきます。

③お客様は、当社が推奨する本サービスを利用するのに必要な通信機器、その他のシステム機器及び通信手段等(当社 WEB サイトにて掲載しています)をお客様ご自身によって用意していただく必要がございます。パソコン以外（スマートフォン、携帯電話等）は、お客様が利用できるサービスに制約が出る場合がございます。

④ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること（個人口座と法人口座の兼用、又は第三者と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。

お客様の投資経験、知識、資力等を考慮し、場合によっては、外国為替証拠金取引口座の開設に応じることができないこともあります。その際の審査結

際の審査結果の事由につきましては、一切開示しておりませんのであらかじめご了承ください。

(注)満18歳以上20歳未満のお客様（既婚者を除く。以下「未成年者」といいます。）につきましては、法定代理人から書面による未成年者の取引に関する同意書、法定代理人であることを証する書面（親権者全員と未成年者本人の続柄が記載された戸籍謄本（抄本））及び法定代理人の本人確認書類を提出していただきます。

(2)口座開設までの流れ

- ①当社の外国為替証拠金取引（積立 FX）は、当社が行う審査に通過したお客様のみご利用いただけます。
- ②電子的に交付される本書面及び約款をよくお読みください。
- ③本書面及び約款を理解したうえで、外国為替証拠金取引（積立 FX）口座開設申込画面に表示されます外国為替証拠金取引（積立 FX）についての確認文言をご確認いただき、外国為替証拠金取引（積立 FX）口座の申込を行ってください。
- ④口座開設基準を満たした場合、当社からお客様に対しログイン ID、パスワード設定 URL・QR コードを記載した書面を発行し、メール又は転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）によって通知します。
- ⑤銀行口座等から必要な証拠金をご入金ください。ご入金が完了後、お取引が可能となります。

ログイン ID 及びパスワードは、常にお客様ご本人が使用し、お客様ご自身で管理してください。お客様のログイン ID 及びパスワードが第三者に使用され取引が行なわれたときなど、入力されたログイン ID 及びパスワードと当社に登録されているログイン ID 及びパスワードの一致を確認して行われた取引については、いかなる場合であっても、その結果生じた一切の損害について当社は責任を負いません。

(3)（取引名義及び本人確認）

果の事由につきましては、一切開示しておりませんのであらかじめご了承ください。

(注)満18歳以上20歳未満のお客様（既婚者を除く。以下「未成年者」といいます。）につきましては、法定代理人から書面による未成年者の取引に関する同意書、法定代理人であることを証する書面（親権者全員と未成年者本人の続柄が記載された戸籍謄本（抄本））及び法定代理人の本人確認書類を提出していただきます。

(2)口座開設までの流れ

- ①当社の外国為替証拠金取引は、当社が行う審査に通過したお客様のみご利用いただけます。
- ②電子的に交付される本書面及び約款をよくお読みください。
- ③本書面及び約款を理解したうえで、外国為替証拠金取引口座開設申込画面に表示されます外国為替証拠金取引についての確認文言をご確認いただき、外国為替証拠金取引口座の申込を行ってください。
- ④口座開設基準を満たした場合、当社からお客様に対しログイン ID、パスワード設定 URL・QR コードを記載した書面を発行し、メール又は転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）によって通知します。
- ⑤銀行口座等から必要な証拠金をご入金ください。ご入金が完了後、お取引が可能となります。

ログイン ID 及びパスワードは、常にお客様ご本人が使用し、お客様ご自身で管理してください。お客様のログイン ID 及びパスワードが第三者に使用され取引が行なわれたときなど、入力されたログイン ID 及びパスワードと当社に登録されているログイン ID 及びパスワードの一致を確認して行われた取引については、いかなる場合であっても、その結果生じた一切の損害について当社は責任を負いません。

(3)（取引名義及び本人確認）

- ①お客様は、本サービスの利用に際しては、本人確認書類／登記事項証明書等に記載の住所又は所在地、及び氏名又は商号若しくは名称（以下、「本人特定事項等」といいます。法人のお客様については、取引担当者の本人特定事項等を含みます。）を使用していただく必要がございます。本人特定事項等に変更があった場合には、当社にお届出ください。当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めるところに基づいて本人確認を行います。お客様のご本人確認のため、お客様の住所宛に転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）でログイン ID、パスワード設定 URL・QR コードを記載した書面を送付いたします。
- ②お客様は、預り金残高を出金するための銀行口座等をあらかじめ当社に対し届け出る必要がございます。お届けいただく銀行口座等は本人名義に限られ、当社は本人名義であることを確認した上で、出金手続きを行います。
- ③本人特定事項等を含む各種お届出事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法によって、変更手続きを行ってください。氏名や住所の変更など一定の場合には、当社は犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めに従い、所定の確認を行います。なお、お客様が当該手続きを行わなかったことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

(4)注文申込の指示事項

外国為替証拠金取引（積立 FX）の注文申込をする場合、当社の注文受付時間内に、次の事項を正確に指示してください。

（削除）

- ①お客様は、本サービスの利用に際しては、本人確認書類／登記事項証明書等に記載の住所又は所在地、及び氏名又は商号若しくは名称（以下、「本人特定事項等」といいます。法人のお客様については、取引担当者の本人特定事項等を含みます。）を使用していただく必要がございます。本人特定事項等に変更があった場合には、当社にお届出ください。当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めるところに基づいて本人確認を行います。お客様のご本人確認のため、お客様の住所宛に転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）でログイン ID、パスワード設定 URL・QR コードを記載した書面を送付いたします。
- ②お客様は、預託金残高を出金するための銀行口座等をあらかじめ当社に対し届け出る必要がございます。お届けいただく銀行口座等は本人名義に限られ、当社は本人名義であることを確認した上で、出金手続きを行います。
- ③本人特定事項等を含む各種お届出事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法によって、変更手続きを行ってください。氏名や住所の変更など一定の場合には、当社は犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めに従い、所定の確認を行います。なお、お客様が当該手続きを行わなかったことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

(4)注文（積立 FXの場合は注文申込）の指示事項

外国為替証拠金取引の注文（積立 FXの場合は注文申込）をする場合、当社の注文受付時間内に、次の事項を正確に指示してください。

「SBI FXTRADE」の場合

①注文する通貨ペア

②売付取引又は買付取引の別

③注文数量

④売買注文の種類（執行条件、価格、注文パターン）

①注文する通貨 ②購入又は売却の別 ③注文数量 ④売買注文の種類(執行条件、価格) ⑤注文の有効期間（定期購入申込の場合は不要） ⑥その他お客様の指示によることとされている事項 (5)売買注文の種類 （削除）	⑤注文の有効期間 ⑥その他お客様の指示によることとされている事項 <u>「積立 FX」の場合</u> ① 注文する通貨 ② 購入又は売却の別 ③ 注文数量 ④ 売買注文の種類(執行条件、価格) ⑤ 注文の有効期間（定期購入申込の場合は不要） ⑥ その他お客様の指示によることとされている事項 (5)売買注文の種類 ・「SBI FXTRADE」の「執行条件」には以下の方法があります。 <u>a)成行注文</u> <u>約定する為替レートを指定せず、当該注文が当社のサーバに到達した時点の取引レートで約定する注文です。ただし、確認画面における表示レートは「参考レート」であるため、必ずしも約定するレートと同一であるとは限りません。お客様が注文発注ボタンを押下してから、お客様の注文が当社のサーバに到達するまでの間にレート変動がある場合は、注文発注時点のレートとは異なるレートで約定することがあります。この場合、お客様にとって有利・不利どちらのレートであっても約定します。</u> <u>b)指値注文</u> <u>約定する為替レートを指示する注文方法で、買付けなら指示した為替レート以下、売付けなら指示した為替レート以上になった時点で約定することを希望する注文です。この場合、週明けあるいはメンテナンス時間終了直後は、お客様が指定されたレートより有利なレートで約定することがあります。また、指値注文は取引レートよりも 50%を超えて乖離した為替レートを指示した場合にはエラーとなります。</u>
--	---

・「執行条件」には以下の方法があります。

a)成行注文

約定する為替レートを指定しない注文であり、注文数量が 50 万通貨以下の場合は、原則として、一定時間（5 秒間）固定された取引レートで約定します（タイムリミット・ギャランティ方式）。ただし、マーケットの状況によってはこの限りではなく、注文数量が 50 万通貨を超過する場合と同様となる場合があります。また、許容スリッページ幅は 0.03 円固定となります。

注文数量が 50 万通貨を超過する場合は、当該注文が当社のサーバに到達した時点の取引レートで約定します。

また、注文数量にかかわらず、スリッページ幅が次に掲げる状況となった場合は、注文が失効又は約定します。

※売注文：注文発注後にスリッページ幅を超えて下落した場合、注文は失効します。また、当社のサーバに到達した時点でスリッページ幅を超えて上昇した場合、指定したスリッページ幅以上に有利なレートで約定します。

※買注文：注文発注後にスリッページ幅を超えて上昇した場合、注文は失効します。また、当社のサーバに到達した時点でスリッページ幅を超えて下

c)逆指値注文

為替レートを指示する注文方法で、指値注文とは逆に、買付けなら指示した為替レート以上、売付けなら指示した為替レート以下になった時点をもって、即時に注文が執行され、到達した時点での配信レートでの約定を保証します（「ネクストプライス・ギャランティ方式」ただし、マーケットの状況及びカバー取引先等の状況によって 取引条件の変更や制限が加わる場合を除きます）。

お客様が指定した為替レートと到達した時点の配信レートによっては、お客様の指定した為替レートとお客様の実際の約定為替レートが異なる場合があります。

・「積立 FX」の「執行条件」には以下の方法があります。

a)成行注文

約定する為替レートを指定しない注文であり、注文数量が 50 万通貨以下の場合は、原則として、一定時間（5 秒間）固定された取引レートで約定します（タイムリミット・ギャランティ方式）。ただし、マーケットの状況によってはこの限りではなく、注文数量が 50 万通貨を超過する場合と同様となる場合があります。また、許容スリッページ幅は 0.03 円固定となります。

注文数量が 50 万通貨を超過する場合は、「SBI FXTRADE」の「執行条件」の「a)成行注文」と同様です。

また、注文数量にかかわらず、スリッページ幅が次に掲げる状況となった場合は、注文が失効又は約定します。

※売注文：注文発注後にスリッページ幅を超えて下落した場合、注文は失効します。また、当社のサーバに到達した時点でスリッページ幅を超えて上昇した場合、指定したスリッページ幅以上に有利なレートで約定します。

※買注文：注文発注後にスリッページ幅を超えて上昇した場合、注文は失効します。また、当社のサーバに到達した時点でスリッページ幅を超えて下

落した場合、指定したスリッページ幅以上に有利なレートで約定します。 b)指値注文 <u>約定する為替レートを指示する注文方法で、買付けなら指示した為替レート以下、売付けなら指示した為替レート以上になった時点で約定することを希望する注文です。この場合、週明けあるいはメンテナンス時間終了直後は、お客様が指定されたレートより有利なレートで約定することがあります。また、指値注文は取引レートよりも 50%を超えて乖離した為替レートを指示した場合にはエラーとなります。</u> (削除)	落した場合、指定したスリッページ幅以上に有利なレートで約定します。 b)指値注文 「SBI FXTRADE」の「執行条件」の「b)指値注文」と同様です。 ・「SBI FXTRADE」の「注文パターン」には以下の方法があります。 a)IFD <u>IFD とは「If Done=もし約定したら」の略で、2つの注文(新規注文とその決済注文を組み合わせた注文)を同時に出しておき、最初の注文が約定したら、もう一方の注文が有効になる注文方法です。最初の注文が約定しない限り後者の注文は待機中として扱われます。なお、子注文が指値で約定した場合、お客様にとって有利なレートで約定することがあります。</u> b)OCO <u>OCO は「One Cancels Others=ひとつが約定したら、もう一方はキャンセル」の略。異なる 2つの執行条件の注文を出しておき、どちらか一方が約定したら残りは自動的にキャンセルされる注文方法です。</u> c)IFDOCO <u>IFDOCO は IFD と OCO をさらに組み合わせた注文方法です。「新規注文と一緒に利食い/損切りの両サイドに決済注文を出しておきたい」といった具合に、リスクを限定する注文が可能になります。なお、子注文が指値で約定した場合、お客様にとって有利なレートで約定することがあります。</u> (略) d)2WAY 注文
---	---

注文時点の売値と買値を確認し、その価格及びスリッページ幅を指示する注文方法です。注文発注後にレート変動があった場合、当社のサーバに到達した時点のレートで約定します。提示されたレートで、すぐに取り引したい場合に有効な注文です。

<注意事項>

1. 2WAY 注文は、「リッチクライアント版」「WEB 版」「スマートフォン版」の各取引システムにてご利用になれます。「携帯版」については、2WAY 注文の設定はございません。

2. スリッページ幅を設定し、次に掲げる状況となった場合は、注文が失効又は約定します。

※売注文： 注文発注後にスリッページ幅を超えて下落した場合、注文は失効します。また、当社のサーバに到達した時点でスリッページ幅を超えて上昇した場合、指定したスリッページ幅以上に有利なレートで約定します。

※買注文： 注文発注後にスリッページ幅を超えて上昇した場合、注文は失効します。また、当社のサーバに到達した時点でスリッページ幅を超えて下落した場合、指定したスリッページ幅以上に有利なレートで約定します。

3. 両建て不可を設定し、新たに発注する際のご注意

※「リッチクライアント版」「スマートフォン版」： 当該注文に対当する同一通貨ペアを複数保有する場合、建玉数量の範囲内の数量については決済されます。なお、当該建玉数量を超過する数量については成行注文として取り扱われ新規に建玉が保有されます。

※「WEB 版」： 当該注文に対当する同一通貨ペアを複数保有する場合、既存の建玉数量の範囲内にて決済注文を受け付けいたします。

e)トレール注文

(6)注文の有効期間 売買注文(新規注文、反対売買)の有効期間は、成行注文及び決済値幅指定を利用しない 2WAY 注文を除き、「当日」、「今週末」、及び「無期限」から選択することができます。有効期間を過ぎた売買注文は過ぎた時点をもって失効します。 (7)注文の受付・制限・変更・取消 a)注文の受付 お客様が本サービスを利用して注文する時は、注文内容を入力後、その内容を確認の上送信し、当該内容を当社が受信した時点で受け付けたものとします。 お客様が行った売買注文の内容が、法令、その他の諸規則等に反するものであった場合や当社が不適当と判断した場合には、一部又は全部の注文の執行を行わないこともあります。 お客様の入力ミス等の事由によってお客様の意思に反して約定した場合であっても、当社は責任を負いません。 b)新規注文の制限 お客様が新規注文を発注する時点において、未約定の新規注文件数と建玉件数の合計件数が 2,000 件に達している場合、新規注文を受け付けません。 c)注文の変更・取消 お客様が本サービスを利用して行った売買注文については、成立前の注文に限り、変更又は取消を行うことができます。 回線障害又は通信環境の変化に起因して変更・取消処理が完了しないことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。	<u>トレール注文とは逆指値注文に値幅指定機能を追加する注文です。逆指値を注文するときに値動きによって売り逆指値価格を引き上げたり、買い逆指値価格を引き下げたりする注文です。</u> (6)注文の有効期間 売買注文(新規注文、反対売買)の有効期間は、成行注文及び決済値幅指定を利用しない 2WAY 注文を除き、「当日」、「今週末」、及び「無期限」から選択することができます。有効期間を過ぎた売買注文は過ぎた時点をもって失効します。 (7)注文の受付・制限・変更・取消 a)注文の受付 お客様が本サービスを利用して注文する時は、注文内容を入力後、その内容を確認の上送信し、当該内容を当社が受信した時点で受け付けたものとします。 お客様が行った売買注文の内容が、法令、その他の諸規則等に反するものであった場合や当社が不適当と判断した場合には、一部又は全部の注文の執行を行わないこともあります。 お客様の入力ミス等の事由によってお客様の意思に反して約定した場合であっても、当社は責任を負いません。 b)新規注文の制限 お客様が新規注文を発注する時点において、未約定の新規注文件数と建玉件数の合計件数が 2,000 件に達している場合、新規注文を受け付けません。 c)注文の変更・取消 お客様が本サービスを利用して行った売買注文については、成立前の注文に限り、変更又は取消を行うことができます。 回線障害又は通信環境の変化に起因して変更・取消処理が完了しないことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
--	---

d)注文受付の停止

お客様が、当社が約款及び本書面等の重要書類を改正等により再交付した際、その内容について、当社が指定する期日までに確認の上、承諾をいただけない場合、定期購入、外貨購入、外貨購入指値の受付を停止し、申込済の定期購入は期日後、最初の購入日に購入を停止します。

(8)購入

お客様は、「注文申込」を行うことで、定期的又はお客様の任意のタイミングで外貨を購入する取引を行うことができます。

「注文申込」の申込履歴・約定履歴の参照等は、「積立 FX」の取引画面から行うことができます。

(9)スワップポイントの再投資・分配

お客様は、スワップポイント利用設定を行うことで、「貯める、再投資、分配」を選択することができます。

a)貯める(初期設定)

建玉の反対売買時にスワップポイントの受払いをいたします。

b)再投資

原則、毎営業日の午前 9：55 の仲値で取引レバレッジ（投資効率）を考慮し追加購入の可否を判断いたします。

条件	スワップポイントの取扱い	購入
0.01 単位で購入可能なスワップポイント残高あり	スワップポイントを <u>預り金</u> 残高に振替えて、リセット（0.0000 円）といたします。	振替えた金額を 0.01 単位で可能な限り、スワップ毎の通貨を購入いたします（※）。購入できな

d)注文受付の停止

お客様が、当社が「外国為替証拠金取引約款」、「外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」等の重要書類を改正等により再交付した際、その内容について、当社が指定する期日までに確認の上、承諾をいただけない場合、「SBI FXTRADE」の場合においては新規注文、「積立 FX」の場合においては定期購入、外貨購入、外貨購入指値の受付を停止し、申込済の定期購入は期日後、最初の購入日に購入を停止します。

(8)購入（「積立 FX」の場合）

お客様は、「注文申込」を行うことで、定期的又はお客様の任意のタイミングで外貨を購入する取引を行うことができます。

「注文申込」の申込履歴・約定履歴の参照等は、「積立 FX」の取引画面から行うことができます。

(9)スワップポイントの再投資・分配（「積立 FX」の場合）

お客様は、スワップポイント利用設定を行うことで、「貯める、再投資、分配」を選択することができます。

a)貯める(初期設定)

建玉の反対売買時にスワップポイントの受払いをいたします。

b)再投資

原則、毎営業日の午前 9：55 の仲値で取引レバレッジ（投資効率）を考慮し追加購入の可否を判断いたします。

条件	スワップポイントの取扱い	購入
0.01 単位で購入可能なスワップポイント残高あり	スワップポイントを <u>預託金</u> 残高に振替えて、リセット（0.0000 円）といたします。	振替えた金額を 0.01 単位で可能な限り、スワップ毎の通貨を購入いたします（※）。購入できな

		った端数の金額は <u>預り金残高</u> に据え置きます。			った端数の金額は <u>預託金残高</u> に据え置きます。
0.01 単位で購入可能なスワップポイント残高なし	スワップポイントの振替えは行いません。	－	0.01 単位で購入可能なスワップポイント残高なし	スワップポイントの振替えは行いません。	－
c)分配 原則、毎月第 1 土曜日の取引終了時点でスワップポイント付与後にスワップポイントの出金の可否を判断いたします。			c)分配 原則、毎月第 1 土曜日の取引終了時点でスワップポイント付与後にスワップポイントの出金の可否を判断いたします。		
条件	スワップポイントの取扱い	出金	条件	スワップポイントの取扱い	出金
スワップポイント合計額が 10,000 円以上	スワップポイントを <u>預り金残高</u> に振替えて、リセット (0.0000 円) といたします。	振替えた金額を 1 円単位で、原則として翌銀行営業日に登録された金融機関へ振込いたします (※)。振込できなかった端数の金額は <u>預り金残高</u> に据え置きます。	スワップポイント合計額が 10,000 円以上	スワップポイントを <u>預託金残高</u> に振替えて、リセット (0.0000 円) といたします。	振替えた金額を 1 円単位で、原則として翌銀行営業日に登録された金融機関へ振込いたします (※)。振込できなかった端数の金額は <u>預託金残高</u> に据え置きます。
スワップポイント合計額が 10,000 円未満	スワップポイントの振替えは行いません。	－	スワップポイント合計額が 10,000 円未満	スワップポイントの振替えは行いません。	－
※スワップポイントの再投資及び分配は、新規注文可能額・出金可能額の範囲内で行うものであり、再投資後又は分配後の証拠金維持率(詳しくは、「証拠金」の「(6)証拠金規制(レバレッジ規制)の判定」をご参照ください。)にはご注意ください。 (10) (略) (11)証拠金の差入れ 外国為替証拠金取引 <u>(積立 FX)</u> の注文申込をする場合は、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。(詳しくは、「証拠金」をご参照ください。)			※スワップポイントの再投資及び分配は、新規注文可能額・出金可能額の範囲内で行うものであり、再投資後又は分配後の証拠金維持率(詳しくは、「証拠金」の「(6)証拠金規制(レバレッジ規制)の判定」をご参照ください。)にはご注意ください。 (10) (略) (11)証拠金の差入れ 外国為替証拠金取引の注文をする場合は、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。(詳しくは、「証拠金」をご参照ください。)		

(12)差金決済による建玉の結了
(削除)

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、取引数量分が建玉から減少します。お客様が指定した数量の建玉について決済時点の購入平均価格を建値として決済します。

(13)約定訂正等

お客様の注文の約定は、7 ページ b.に記載している方法により生成した価格により行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信など本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消しをさせていただく場合があります。

その場合、当社からお客様に対し、速やかにご連絡いたします（連絡方法は、取引画面、電子メール、WEB サイト、電話等、状況により異なります）。

(14) (略)

(15)取引結果、建玉、預り金残高等の報告

当社は、取引の都度、取引状況が記載されたもの（「取引報告書（兼）証拠金受領報告書（兼）取引残高報告書」）、ならびに 1 ヶ月間の入出金の各合計額、当該期間終了時点の未決済建玉及び証拠金の状況が記載されたもの（「月次取引残高報告書」）を作成し、お客様に電子的に通知いたします。（以下「電子交付サービス」といいます。）

(12)差金決済による建玉の結了

「SBI FXTRADE」の場合

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様が指定した建玉となり、一括決済の場合には、お客様が建玉の古い順、建玉の新しい順、損失が大きい順、利益が大きい順の中から選択された方式によって決済いたします。

「積立 FX」の場合

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、取引数量分が建玉から減少します。お客様が指定した数量の建玉について決済時点の購入平均価格を建値として決済します。

(13)約定訂正等

お客様の注文の約定は、8 ページ b.及び 15 ページ b.に記載している方法により生成した価格により行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信など本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消しをさせていただく場合があります。

その場合、当社からお客様に対し、速やかにご連絡いたします（連絡方法は、取引画面、電子メール、WEB サイト、電話等、状況により異なります）。

(14) (略)

(15)取引結果、建玉、預託金残高等の報告

当社は、取引の都度、取引状況が記載されたもの（「取引報告書（兼）証拠金受領報告書（兼）取引残高報告書」）、ならびに 1 ヶ月間の入出金の各合計額、当該期間終了時点の未決済建玉及び証拠金の状況が記載されたもの（「月次取引残高報告書」）を作成し、お客様に電子的に通知いたします。（以下「電子交付サービス」といいます。）

内容をご確認され、「取引報告書（兼）証拠金受領報告書（兼）取引残高報告書」等の記載内容に疑義がある場合は、速やかに当社までお申し出ください。また、重要と思われるものは印刷して保管されることをお勧めします。

a)「電子交付サービス」の種類

当社の WEB サイト内の認証が必要となるお客様サイトに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法

b)「電子交付サービス」の方式

「電子交付サービス」をご利用いただくには、当社推奨のブラウザ（パソコン用）が必要となります。詳細は、当社 WEB サイトをご確認ください。

c)書面の閲覧

システムメンテナンス時間等を除き、当社約款及び本書面は、当社 WEB サイト上において閲覧できます。

d)ご通知の時期

お取引及び証拠金の入出金に係るご通知については、翌営業日までに月間のお取引等に係るご通知については、毎月第 3 営業日までに当社 WEB サイト内の報告書閲覧画面へ記録します。ゴールデンウィークや年末年始は、この限りではありません。

e)その他

電子交付をご利用いただいている場合でも、電子交付に係る法令の変更や監督官庁の指示、その他必要な状況が発生した際には、当社が書面の電子交付に代えて、既に電子交付した書面を含めて、紙(郵送)による交付を行うことがございます。

通信回線、通信機器、コンピューターシステム機器の障害などによる情報伝達の遅延、不能、誤作動等、又は受領した情報の誤謬等には、一切の責任を負いかねます。

(16) (略)

内容をご確認され、「取引報告書（兼）証拠金受領報告書（兼）取引残高報告書」等の記載内容に疑義がある場合は、速やかに当社までお申し出ください。また、重要と思われるものは印刷して保管されることをお勧めします。

a)「電子交付サービス」の種類

当社の WEB サイト内の認証が必要となるお客様サイトに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法

b)「電子交付サービス」の方式

「電子交付サービス」をご利用いただくには、当社推奨のブラウザ（パソコン用）が必要となります。詳細は、当社 WEB サイトをご確認ください。

c)書面の閲覧

システムメンテナンス時間等を除き、当社約款及び本書面は、当社 WEB サイト上において閲覧できます。

d)ご通知の時期

お取引及び証拠金の入出金に係るご通知については、翌営業日までに月間のお取引等に係るご通知については、毎月第 3 営業日までに当社 WEB サイト内の報告書閲覧画面へ記録します。ゴールデンウィークや年末年始は、この限りではありません。

e)その他

電子交付をご利用いただいている場合でも、電子交付に係る法令の変更や監督官庁の指示、その他必要な状況が発生した際には、当社が書面の電子交付に代えて、既に電子交付した書面を含めて、紙(郵送)による交付を行うことがございます。

通信回線、通信機器、コンピューターシステム機器の障害などによる情報伝達の遅延、不能、誤作動等、又は受領した情報の誤謬等には、一切の責任を負いかねます。

(16) (略)

(17)注文発注時のご注意事項

以下の注文を検知した場合、一時的に取引条件の変更、又は制限を加えさせていただきます。

a)端末機器、接続回線、又はプログラムの改変等を施して発注された注文及び当社がサーバ上で提供する取引システム以外のツール等を使用して発注された疑いのある注文。

b)短時間に、頻繁に行われる注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステム若しくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文。

c)自動売買プログラム等を使用していると推定される注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステム若しくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文。

d)その他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす又はその可能性がある注文。

e)お客様からの注文や取引等が同調的になっていると当社が判断した場合。

(18)お客様の禁止行為

a)債権の譲渡・質入れ

お客様が当社に対して有する外国為替証拠金取引（積立 FX）にかかる債権は、第三者に対して譲渡、質入れ、担保設定、名義変更、その他一切の処分はできません。

b)口座の貸借

お客様の名義をもって、第三者に外国為替証拠金取引（積立 FX）口座の開設及び取引をさせてはいけません。

(19)口座の解約

外国為替証拠金取引（積立 FX）の口座を解約する場合は、コールセンター

(17)注文発注時のご注意事項

以下の注文を検知した場合、一時的に取引条件の変更、又は制限を加えさせていただきます。

a)端末機器、接続回線、又はプログラムの改変等を施して発注された注文及び当社がサーバ上で提供する取引システム以外のツール等を使用して発注された疑いのある注文。

b)短時間に、頻繁に行われる注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステムもしくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文。

c)自動売買プログラム等を使用していると推定される注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステムもしくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文。

d)その他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす又はその可能性がある注文。

e)お客様からの注文や取引等が同調的になっていると当社が判断した場合。

(18)お客様の禁止行為

a)債権の譲渡・質入れ

お客様が当社に対して有する外国為替証拠金取引にかかる債権は、第三者に対して譲渡、質入れ、担保設定、名義変更、その他一切の処分はできません。

b)口座の貸借

お客様の名義をもって、第三者に外国為替証拠金取引口座の開設及び取引をさせてはいけません。

(19)口座の解約

外国為替証拠金取引の口座を解約する場合は、コールセンターにお申し出

にお申し出ください。 (20) (略) (21)約款、本書面等、外国為替証拠金取引（<u>積立 FX</u>）の内容に関して 約款、本書面等、外国為替証拠金取引（<u>積立 FX</u>）の内容については、お客様に事前に通知することなく追加・変更・削除を行う場合があります。その場合には、(20)の方法にてお客様に通知を行います。 (22) (略) (23)その他 当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社にご照会ください。外国為替証拠金取引（<u>積立 FX</u>）の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。 P.20 外国為替証拠金取引（<u>積立 FX</u>）に関する禁止行為 (略) P.23 当社の概要について (略) 外国為替証拠金取引（<u>積立 FX</u>）の仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記の連絡先で承ります。	ださい。 (20) (略) (21)取引約款、本書面等、外国為替証拠金取引の内容に関して 取引約款、本書面等、外国為替証拠金取引の内容については、お客様に事前に通知することなく追加・変更・削除を行う場合があります。その場合には、(20)の方法にてお客様に通知を行います。 (22) (略) (23)その他 当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社にご照会ください。外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。 P.30 外国為替証拠金取引に関する禁止行為 (略) P.33 当社の概要について (略) 外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記の連絡先で承ります。
--	--

外国為替証拠金取引に関する主要な用語

P.25

・預り金残高

お客様が当社の外国為替証拠金取引口座に預託している金銭の残高をいいます。

・円時価評価額

預り金残高に損益評価額を加え、出金依頼額を減額したもの。

・新規注文可能額

円時価評価額から取引必要証拠金を減じた額。

P.26

・取引必要証拠金
(削除)

購入平均価格に通貨の数量（新規注文については、購入予定価格に購入予定の通貨の数量）を乗じ、投資効率で除して算出した金額。

・値洗い

市場価格の変化にともない、円時価評価額を計算する作業。

・必要証拠金

当社が別途定めた各通貨ペアの1通貨単位あたりの必要な証拠金。

・証拠金維持率

円時価評価額を未決済建玉に係る取引必要証拠金で除した割合。

外国為替証拠金取引に関する主要な用語

P.35

・預託金残高（積立 FX においては「預り金残高」といいます。）

お客様が当社の外国為替証拠金取引口座に預託している金銭の残高をいいます。

・資産評価額（積立 FX においては「円時価評価額」といいます。）

預託金残高に損益評価額を加え、出金依頼額を減額したもの。

・新規注文可能額

資産評価額（積立 FX においては「円時価評価額」といいます。）から取引必要証拠金を減じた額。

P.36

・取引必要証拠金

「SBI FXTRADE」においては、各通貨ペアの必要証拠金の額に建玉数量（両建の場合は売買建玉の取引金額の多い方）を乗じた額の合計額。

「積立 FX」においては、購入平均価格に通貨の数量（新規注文については、購入予定価格に購入予定の通貨の数量）を乗じ、投資効率で除して算出した金額。

・値洗い

市場価格の変化にともない、資産評価額を計算する作業。

・必要証拠金

「SBI FXTRADE」において、当社が別途定めた各通貨ペアの1通貨単位あたりの必要な証拠金。

・証拠金維持率

資産評価額（積立 FX においては「円時価評価額」といいます。）を未決済建玉に係る取引必要証拠金で除した割合。

P.27

②「積立 FX」 において特有な用語の定義については以下のとおりです。

P.28

(2022 年 2 月)

P.37

②「積立 FX」においてのみ用いられる用語の定義については以下のとおりです。

P.38

(2021 年 9 月)